

第 182 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 2 年 9 月 1 0 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

第182回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和2年9月10日(木) 午後2時2分

2. 閉会年月日 令和2年9月10日(木) 午後2時29分

3. 開催場所 南部分庁舎議場

4. 出席委員(14人)

会長	9番	中村文男			
会長職務代理	2番	川守田雄一			
委員	1番	工藤信仁	3番	赤石敏文	
	4番	佐々木一雄	6番	坂本重悦	
	7番	山田憲幸	10番	坂本誠治	
	11番	滝田信彦	12番	蹴揚福男	
	13番	河守田雄一	14番	石橋薫	
	15番	松村民夫	16番	堀内重男	

5. 欠席委員(2人)

欠席者	5番	梅内勝治	8番	三浦恵美子	
-----	----	------	----	-------	--

6. 会議書記

事務局長	夏堀勝徳
主幹	小田原孝治
総括主査	佐藤弓孔

7. 会議日程

日程第1	会議録署名委員の氏名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	報告第8号 農用地利用配分計の認可について
日程第5	議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6	議案第17号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議 長	<p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立 ・礼 ・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>2 番 川守田 雄一 委員の音頭で行います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>(全員、憲章を唱和)</p>
議 長	<p>ご着席ください。</p>
事務局長	<p>ただいまから第 182 回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
議 長	<p>「あいさつ」</p>
事務局長	<p>本日、5 番梅内勝治委員、8 番三浦恵美子委員の 2 名より欠席の旨の連絡がありましたのでご報告します。</p> <p>出席委員は 16 名中 <u>14</u> 名で、委員定数に達しておりますので、第 182 回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 1 分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p>10 番 坂本 誠治 委員</p> <p>11 番 滝田 信彦 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第 3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第 4 報告第 8 号「農用地利用配分計画の認可について」を報告いたします。</p> <p>報告の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>報告第 8 号について、説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用配分計画の認可を県知事より受理したので報告するもので、3 件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸付人の氏名及び借受人の住所・氏名は報告書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の認可の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 2 年 4 月 27 日から令和 3 年 6 月 15 日まで、賃借料の総額は 27,700 円であります。</p> <p>番号 2 番の認可の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 2 年 6 月 22 日から令和 14 年 8 月 9 日まで、賃借料は 12,900 円であります。</p> <p>番号 3 番の認可の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 2 年 8 月 21 日から令和 7 年 6 月 16 日まで、賃借料の総額は 12,500 円であります。</p>
議 長	<p>次に、日程第 5 議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 16 号について、説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請は 2 件で、いずれも所有権の移転に関するものです。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>工藤 信仁 調査員</p>
工藤調査員	<p>1 番 工藤から説明いたします。</p> <p>去る 9 月 2 日、中村農地利用最適化推進委員と南部分庁舎 3 階第 1 会議室において、議案第 16 号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第 16 号についてですが、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p>

工藤調査員	<p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、譲受人が新規に営農するため、申請地を取得するものです。</p> <p>番号2番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため、申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>議案第16号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第6 議案第17号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第17号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、5件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の利用目的は畑、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額4,000円です。</p> <p>番号2番の利用目的は田、期間は6年、10a当たりの賃借料は年額4,761円です。</p> <p>番号3番の利用目的は樹園地、期間は10年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号4番の利用目的は田、期間は10年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号5番の利用目的は田、期間は5年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>議案第17号について、ご異議ありませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 17 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 182 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 9 分)</p> <p>終礼を行います。</p> <p>・起立 ・礼 ・直れ ・着席</p>
------------	--

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 2 年 9 月 10 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員